

地方六団体会長の共同記者会見の概要について

本日、開催された「地方分権の推進に関する意見書提出」及び「経済財政諮問会議」終了後における地方六団体会長の共同記者会見の出席者及びその概要については、次のとおりです。

全国知事会会長	麻 生 渡	(福岡県知事)
全国市長会会長	山 出 保	(金沢市長)
全国市議会議長会会長	国 松 誠	(藤沢市議会議長)
全国町村議会議長会会長	川 股 博	(北海道由仁町議会議長)

麻生会長) 第1点は本日、「地方分権の推進に関する意見書」を提出した
ことである。これは地方自治法に基づく正式なものであり12年ぶりのこ
とだが、これを総務大臣を通じて内閣に、それから衆参両院議長にも提出
した。昨年末に三位一体改革で一応の決着を得ているが。あの時確認した
ように、分権改革には終わりが無いということで次の分権改革に進まなけ
ればいけない。進むためには、どのような考え方、方針やビジョンを持つ
べきかについて神野先生を中心とする新地方分権構想検討委員会に我々も
参画し、中間報告をした。これをベースに包括的に分権改革を進めていく
必要がある。そういう観点から意見書を提出した。三位一体改革を通じて
分権改革を進めていくためには、地方財政、権限や行政機構の問題などが

複雑な連立方程式のようになっているため、ひとつだけ取り出してもうまくいかない。そこで我々は包括的な7項目の広範囲な意見書を提出した。それに対して内閣は回答する立場になるので、これを真摯に受け止め是非とも我々の意見を取り入れる前向きな回答を強く期待する。

第2点は、経済財政諮問会議に出席した。地方側から申し上げたポイントについては、配付資料「真の地方分権改革の推進について」のとおりである。三位一体改革を行ったけれども、今後も改革を続けなければならないということを強く主張したが、そのベースとして意見書を提出した。改革を是非とも進めてほしいし、パッケージとして実施しなければいけないと主張した。

第3点は歳出歳入改革についてであるが、地方歳出の70%は国の補助金、規制や法規定などにより当然出さざるを得ないものになっていることだ。その分野に手を付けようとするれば、本格的に整合性のある改革をしなければならない。地方はこれまで努力はしてきたけれども、今後も行財政改革に不退転の決意で取り組む。比較的自由度の高い人件費についても取り組むが、地方が一方的に行うのは難しい。国とのバランスをとりながら行うべきだ。地方行政改革がうまくいったからと地方交付税を削減してしまうのでは、地方は何のためにやってきたのかわからないということになる。これは地方活力のために生かすようにすべきである。

第4点は、公営企業金融公庫についてであるが、公庫が廃止されることになった。今まで地方の借入れや債券発行について非常に細かい国の指導なり許可を受け、実際の金利交渉も国が前面に立ってやっていたが、なくなるわけである。今後は地方が実質的にやっていくことになるので、地方

側は、共同法人を設立し運営していく決意を固めている。法人運営のために不可欠なのは、我々が公庫に貯めた拠出金である。これは我々の共有財産だから共同法人に移すべきだと申し上げた。

最後に、国と地方の協議の場を再開してほしいと主張した。これに対して財務大臣からは、地方の自由度の高い人件費の他に地方単独公共事業も削減すべき対象ではないかと言われた。地方交付税について、税収が増えていることから新しい考え方を導入しなければいけないのではないかといいことだった。

第1点については、市長会長から具体的な反論として、地方独自財源が地方の独自性をつくるために重要であるかを詳しく説明された。

第2点については、交付税についていろいろ言われるが、元々地方がこれだけ借金を増やしたのは国から景気対策をやれと猛然と言われたからだ。お金がないと言ったら、返済はちゃんと国で面倒を見るからと言われた。交付税特会の借入金についても国で面倒を見るからと言われた。それを今頃になって交付税削減では、地方はやっていけない。国と地方の信頼関係を失ってしまうと主張した。竹中総務大臣からは、国と地方の信頼関係を保ちながら包括的にいろいろな改革を検討しなければいけないとのお話だった。

山出会長) 地方は歳出削減が嫌だとは言っていない。地方は国よりも行政改革をやっている。大切なのは、国と地方が足並みを揃えて歳出削減に取り組むべきだと言った。

公庫の廃止後の扱いについては地方に任せてほしいと申し上げた。国の厄介にならないから地方の責任でやるからと。下水や上水や病院経営など

いろいろな細かな仕事があるので、国は包括的な枠組みだけを作ってくださいればいいからと説明した。そのことは地方分権、分権改革だと主張した。

それから今、知事会長がおっしゃった交付税について、交付税総額は確保してほしい。交付税総額という言い方が悪いのであれば、一般財源総額は確保してほしいのが正直な考えだ。財務大臣は税収は地方も増えるかもしれないと言われた。もし、そういうことになったとしても地方は規模の大きい借金を抱えているので、まずは借金を返さなければいけない。そういう意味で最初から交付税法定率を下げるという議論が出てくるのはいかなものかと申し上げた。

交付税については、本日、総理大臣が市長会総会に出ておっしゃったことは、先日金沢市を訪問した際の話为例示して、市の特性を生かして観光客を増やす取組みを今後も一生懸命にやるように言われた。そこで、私からは、総理のおっしゃったとおり地方はそれぞれ特色がある。その特色を生かして観光客を呼び込むという仕事があると申し上げた。もうひとつ、総理大臣が実施した政策に特区制度があるが、私の街はその特区制度により小中学校での英語教育を熱心にやっている。また、兼六園周辺では、道路標識を小さくしたりすることをこれからやろうと、その特区申請をして認められている。そういう仕事こそ地方単独ではないか。地方の特色を生み出すそういう仕事こそ地方単独であって、今交付税の論議の過程で地方単独事業をまず削減ありきはいけない。

地方は国の関与のある仕事だけしていればいいのだと、こんな考えが国にあるとすれば残念だ。地方が独自領域を切り開いていこうとする芽をつぶしてはいけない。地方単独も大切でそれをまず削減するという考え方は

具合が悪いということを示し上げた。国の財政再建のために地方の財源カットをするというのは方向性が間違っているのではないか。国の仕事を地方に委ねて移して、国の関与を小さくして、そのことで国の人員・組織を簡素化するのが正しい方向ではないかと申し上げた。国から地方への分権改革は地方にとって、いささかの夢を与えてくれるわけである。これから独自性のある仕事をしたいという地方の夢を少しでもかなえるのが政治ではないかと申し上げた。

国松会長) 本日の経済財政諮問会議は限られた時間であり、しかも発言は3名以内と言われた。我々三議長会は執行団体に発言をお願いしたため、会議では発言していない。思いは同じであり地方交付税を削減する前に国の関与や義務づけ見直しを行っていかないとおかしな議論になると思っている。

公営企業金融公庫の問題について、私の市のことを申し上げると、藤沢市は不交付団体であるが、市の財政担当と公営企業金融公庫について話をしたことがある。たとえ不交付団体であっても市場原理に任せてインフラ整備のために銀行からお金を借りようとする際、金利や償還期間面で厳しい条件になっていく。公庫が廃止されると、今後地方のインフラ整備はできなくなってしまうのではないかという危機感を募らせている。我々が主張する地方共同法人の設立に向けて取り組んでいただきたい。

川股会長) 私からは意見書提出後の感想を申し上げたい。地方自治体においては常に住民生活に密着した行政を実施しているが、本日は総務大臣、衆参両院議長に直接手渡した。

我々町村議会1,041議会の思いが込められていることを実感した。今後、

意見書の内容が具体化し実現するように組織の総力を挙げて取り組みたいと思う。特に町村は地方分権の受け皿として地方財政改革を策定した。また、合併という苦渋の決断を余儀なくされた多くの町村議会議員の様々な思いが今回の意見書に込められているので、国会・内閣は是非とも真摯に対応してほしいと心から思っている。

- - - 質疑・応答 - - -

A社

経済財政諮問会議の中身について。相手側の反応について。

麻生会長

財務大臣からは人件費、地方単独事業がもっと減らせるのではないかと
いう話だった。交付税率について明確な形ではなかったが、今の状態では
随分交付税が増えるのではないかとということで、新しい考え方を取り入れ
られるのではないかとのことだった。それに対して山出市長会会長は、地
方単独事業は地方づくりをするために、いかに大切なものであるか説明し
た。地方交付税問題についても余っているのではなく借金を返さなければ
ならないこと、（地方交付税特会借入金についても）国は面倒を見ると言
ったのではないかと申し上げたが、そのことに対して直接的な言及はなかつ
た。

財務大臣は、地方単独事業はどういう本質のものであるかわからないの
で中身を精査する作業が必要だと言われていた。山本会長は町村がいかに

遅れているかについて説明された。制度が変わると町村は規模が小さいために非常に大きな影響を受け運営できなくなる。一方で住民生活を支える状況をつくらなければならないので苦境に立っていることに対して理解を求めた。

総務大臣からは、改革は包括的に行わなければならないこと。大切なのは国と地方の信頼関係で行われなければならないと言われた。交付税問題については、財務大臣が主張するやり方は問題があるとまでは言われなかったが、地方実態を考えるべきだと言われた。発言されたのは2大臣のみだった。

B 社

財務大臣は、法定率という言葉は出されたか。新しい考え方の具体的中身については。

麻生会長

明確には言及していない。中身についての説明はなかった。

中川事務総長

交付税率については、「税収が増収になっている。従って交付税にリンクする税収増だから法定率分も増収になる。」という発言だった。

C 社

小泉総理大臣の発言は。

麻生会長

総理大臣は、最初は目を閉じて聴いていた。だんだん眼を開いてランランとしてきて終わり頃には興味深そうに聴いていたが、発言しそうなところで審議が打ち切られてしまった。

D社

本日の会議は実りあるものだったか。20分という時間は短かったか。

麻生会長

20分という時間の中で主張することは主張し、それに対し財務大臣は自分の見解を主張されて、有益な時間だと考える。実際には会議が早く始まったので、時間は30分位あった。

E社

共有税について財務大臣から何か発言はあったか。

麻生会長

直接言及されなかった。

中川事務総長

地方側で研究されたものは、その意見書でしょうとの発言だった。

F 社

意見書についての言及は。

麻生会長

意見書についての直接的な言及はなかった。

G 社

地方側の切り札である意見書提出に対する国側の回答が地方側に沿わない時の選択について。

麻生会長

まだ回答が出ていない。いろいろな運動はしていかななくてはならない。その中身については言えない。

H 社

意見書提出を12年間行使しなかった理由は。三位一体改革で行使しても良かったのでは。

麻生会長

三位一体改革は枠組みは決められ話し合いの場も設けられていた。改革が一段落した後で次の枠組みについては、進めるという合意はあっても、どういう形で進めていくかについて合意ができていない。

I 社

7つの提言は非常にハードルが高いが最低限実現してほしい項目は。

麻生会長

7項目すべてである。

J 社

国から回答をもらう時期について。骨太方針の閣議決定が7月にずれ込む話もあるが、骨太方針が出る前か後か。骨太方針が出た結果を見て概算要求前が良いか。

麻生会長

骨太方針とは回答は分かれてくると思う。意見書の中には骨太方針に入れてほしいものもある。作業は別々になってしまう。政府内でいろいろな調整があるが、簡単ではないので時間を要するかもしれない。

以上